電気通信大学男女共同参画推進本部ワーキンググループ設置細則

平成21年 7月21日 改正 平成22年 4月20日 平成24年 5月22日

(趣旨)

第1条 この細則は、「電気通信大学男女共同参画推進本部規程(以下「本部規程」という。)第6条第2項に基づき、ワーキンググループ(以下「WG」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 WGは、電気通信大学男女共同参画推進本部の任務を円滑に遂行するため、実施 事項に関する業務全般について支援することを目的とする。

(組織)

- 第3条 WGは、次の各号に掲げる者で組織する。
 - (1) 本部長
 - (2) 本部規程第3条第2号、第6号及び第7号の委員
 - (3) 総務課長
 - (4) その他学長が必要と認めた者
- 2 前項に規定する組織の構成員のうち、男女のいずれか一方の構成員の数は総数の10 分の3以下であってはならない。
- 3 第1項第4号の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の構成員の任期の末日は、本部長の任期の末日でなければならない。

(主査)

- 第4条 WGに主査を置き、本部長をもって充てる。
- 2 主査は、WGの業務を掌理する。
- 3 主査に事故あるときは、あらかじめ本部長が指名した者がその職務を代行する。 (幹事)
- 第5条 WGに幹事を置き、本部長が指名する。
- 2 幹事は、主査の業務を補佐し、主要な事項について取りまとめる。 (構成員以外の者の参加)
- 第6条 主査が必要と認めたときは、構成員以外の者をWGに参加させ、意見を聞くことができる。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、WGについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年5月22日から施行する。